



# 長崎市労政だより



長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせをお届けしています。

～令和4年10月31日号～

## ○長崎市からのお知らせ

- 1.労働災害防止を徹底し、労働者の安全・健康の確保を！
- 2.大切な「いのち」を守るために…vol.4
- 3.「長崎市人権問題講演会」開催のお知らせ

## ○長崎県からのお知らせ

- 4.「労働相談情報センター」のご案内

## ○厚生労働省からのお知らせ

- 5.「テレワークセミナー」開催のお知らせ

## ○長崎労働局からのお知らせ

- 6.長崎県最低賃金額の改定について
- 7.業務改善助成金について
- 8.過労死防止について
- 9.「しわ寄せ」防止キャンペーン月間について

## 1.労働災害防止を徹底し、労働者の安全・健康の確保を！

事業主は、労働安全衛生法で定める労働災害防止のための措置を徹底するとともに、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保しなければなりません。労働災害のひとつである「じん肺」については、国において、粉じんの発生する職場で働く労働者を守るために「じん肺法」や「粉じん障害防止規則」等が施行されています。

事業主の皆様におかれましては、じん肺被害をはじめとする粉じんを吸入することによって発生する健康被害から労働者を守るため、具体的な取組みとして、防塵マスクの着用などの安全対策の徹底に努めていただくようお願いします。

## 2.大切な「いのち」を守るために…vol.4

～11月10日～11月16日は「アルコール関連問題啓発週間」です～

コロナ禍の影響で外での飲酒は減ったものの、自宅で過ごす時間が増え、ついつい夜遅くまで飲んでしまいお酒の量が増えてしまっている。なんてことはありませんか？

お酒は適切な量であれば体によいといわれていますが、不適切な飲み方をすると、様々な病気を引き起こす可能性があります。

11月10日から11月16日までは「アルコール関連問題啓発週間」です。この機会にお酒との上手な付き合い方を身につけましょう。

### 1.アルコール依存症とは？

アルコール依存症とは、自分では飲酒のコントロールができなくなる状態をいいます。進行すると心身に不調が生じるばかりでなく、周囲の人に多大な迷惑をかけたり社会的な信用を失うことになるなど、さまざまな悪影響を及ぼします。また、うつ病を合わせて発症するケースが多く、併発すると自殺の危険性が高まるというデータがあります。

### 2.こんな症状はありませんか？

- 飲みたい気持ちを抑えられない
- 酒量を減らそうとするが、うまくいかない
- 飲む量や二日酔いが増えた
- 手のふるえ、発汗、眠れないなどの症状がある
- 飲みすぎによる健康問題がある

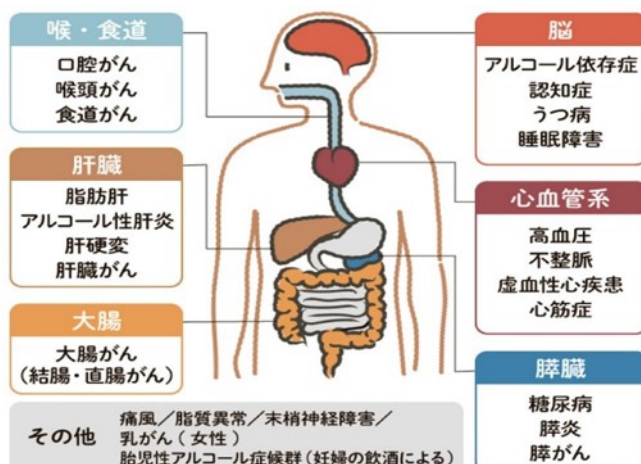


思い当たる症状があればアルコール依存症かも！？

### 3.アルコールとこころの病気

うつ病になると気分が落ち込んだり、イライラして落ち着きがなくなったり、わけもなく不安な気持ちになったりします。こうした状況を解消するために、お酒に頼る人は少なくありません。実際に、うつ病患者の3割以上がアルコール依存症に陥っているとの調査もあり、アルコール依存症とうつ病は密接な関係にあります。

### 4.大量飲酒によってどのような障害が現れるの？



## 4.適正飲酒量について

種類（度数）	純アルコール約20g量
ビール(5度)	ロング缶1本(500ml)
日本酒(15度)	1合(180ml)
ワイン(14度)	グラス1.5杯(約180ml)
ハイボール(7度)	350ml缶1本
ストロングチューハイ(9度)	350ml缶4/5本(280ml)

★お酒の適量は、年齢や体格、またその日の体調などによっても異なります。一般的に成人男性の場合、純アルコール量を1日20グラム以内に抑えることを心がけるようにしましょう。



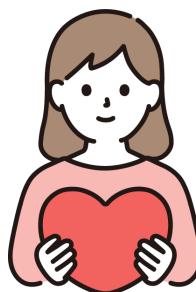
## 5.相談できますお酒の悩み

アルコール依存症は、本人の意思や力だけでは回復が非常に難しいため、専門家の支援が必要です。長崎市地域保健課では、アルコール問題を抱えたご本人やご家族からの相談をお受けしています。どうぞ、お気軽にご相談ください。

電話 095-829-1311（精神保健福祉相談室直通） 時間 8：45～17：30 月～金（祝日除く）

～その他の相談窓口～

◆独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター  
ホームページ：<https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/>  
電話：046-848-1550（月曜～金曜8:30～17:15）



### 3. 「長崎市人権問題講演会」開催のお知らせ



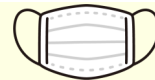
#### 「インターネットと人権～スマイリーキクチと考えるSNSの中傷と対策～」

スマイリーキクチさんを招き、自身の経験と知識から、ネット犯罪の恐怖やSNSの危険性、トラブル対処法等についての講演会を開催します。

- ・日 時 令和4年12月13日（火） 午後2時～午後3時50分（開場：午後1時30分）
- ・場 所 長崎市民会館文化ホール（魚の町5番1号）
- ・定 員 484人（先着申込順）
- ・対 象 どなたでも
- ・入 場 料 無料
- ・申込方法 電話、FAX、長崎市人権男女共同参画室窓口及び市ホームページよりお申し込みください。
- ・一時保育 あり（1歳～就学前） **※要予約（令和4年12月9日（金）まで）**
- ・その他 手話通訳・要約筆記あり



#### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い



- ◆ご来場の際は、マスク着用をお願いいたします。
- ◆37.5度以上の発熱がある方、息苦しさ、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方、また、同居のご家族等に同様の症状がある方におかれましては、ご来場をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- ◆来場者の把握のため、ご来場された方の「氏名」、「緊急連絡先」を確認させていただき、名簿を作成させていただきます。本名簿については、一定期間保管し、必要に応じて保健所などの公的機関へ提供する場合がありますので、ご了承ください。

#### 講師

スマイリーキクチ 氏  
（一般社団法人インターネット・ヒューマンライツ協会代表）



【市ホームページURL】

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190000/194000/p028686.html>



お問合せ先

長崎市 市民生活部 人権男女共同参画室  
電話：095-826-0026

長崎市 人権問題講演会



## 4. 「労働相談情報センター」のご案内



労働相談情報センターは、労働条件や労使関係など、職場で起こる様々なトラブル解決のための皆様の身近な相談の場です。  
職員による相談のほか、弁護士による相談も利用できます。  
一緒に解決の方法を考えますのでお気軽にご相談ください。

※相談無料 ※秘密厳守



### 電話による労働相談

〈開設時間〉月曜日から金曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00

フリーダイヤル：0120-783-258 一般電話：095-821-1457

フリーダイヤル：0120-783-369 一般電話：095-820-0166

※電話相談は全て長崎労働相談情報センターで対応いたします。



### 面談による労働相談

〈長崎〉月曜日から金曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00

※メールによる相談受付も行っております。詳しくは長崎労働相談情報センターをご覧ください。

### 弁護士による特別労働相談 ※事前予約必須

〈長崎〉毎月第4水曜日（祝祭日を除く）13：30～15：30 長崎県庁行政棟5階にて

### その他相談窓口

- ◆労働条件、労働災害などの相談 長崎労働局基準監督署 095-846-6353
- ◆男女雇用均等や育児・介護休業などについての相談 長崎労働局雇用環境・均等室 095-801-0050
- ◆就職や雇用保険などの相談 各公共職業安定所（ハローワーク）
- ◆就職相談 長崎県人材活躍支援センター 095-843-6642（代表）

#### 【所在地】

○長崎労働相談情報センター

〒850-8570

長崎市尾上町3-1

長崎県庁行政棟5階





## 5. 「テレワークセミナー」開催のお知らせ

テレワークは、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

テレワークによる働き方によって、育児・介護と仕事の両立や、企業の生産性向上などが実現する可能性があります。

本セミナーでは、テレワークを導入するにあたって、必要な労務管理、ICTにおける留意点、テレワークの活用方法、導入企業の事例等を説明します。



日時	令和4年11月25日（金） 13時00分～16時00分
講演者	村田 瑞枝 氏（一般社団法人日本テレワーク協会事務局長） 奥林 美智子 氏（特定社会保険労務士） 齋藤 博美 氏（ダブルインフィニティ株式会社代表取締役副社長） 金守 貴紀 氏（横河電機株式会社） 鹿志村 茜 氏（株式会社プラグマ）
定員	200名（先着順）
内容	ICT面における留意点、テレワーク導入事例の紹介、 テレワーク実施時の労務管理上の留意点、テレワーク導入企業の体験談
申込	下記のWEBサイトより <a href="https://kagayakutelework.jp/seminar/2022/1125.html">https://kagayakutelework.jp/seminar/2022/1125.html</a>

16時より個別相談会を開催します

※事前に相談内容を登録した方限定

### ※注意事項

- ・本セミナーはオンラインでの開催となります。
- ・オンライン接続可能時間は12時50分からとなります。
- ・申し込まれた方には、オンラインでのセミナーの参加方法を後日メールにてお知らせします。

参加費  
無料

### お問合せ先

一般社団法人日本テレワーク協会

電話：03-5577-4572（9:00～17:00 土日祝日除く）

メール：seminar@japan-telework.or.jp

主催 厚生労働省 受託 一般社団法人日本テレワーク協会

## 6.長崎県最低賃金額の改定について

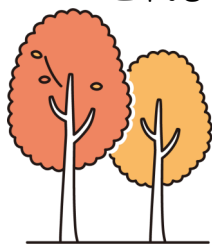


長崎県の最低賃金については、令和4年度の改定により前年度の「1時間821円」から32円引き上げられ**1時間853円**となりました。

長崎県で働く全ての方へ。

確認しましょう！

これまでの最低賃金 821円



**853円**

[発効日] 令和4年10月8日

# 最低賃金



### 【計算例】

#### ① 時間給の場合

時間給 $\geq$ 853円

#### ② 日給の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 853円

#### ③ 月給の場合

年間所定労働日数：240日

月額：136,320円

所定労働時間：8時間

$$\frac{\text{月額}136,320\text{円} \times 12\text{ヶ月}}{\text{年間所定労働日数}240\text{日} \times 8\text{時間}} = 852\text{円} < 853\text{円}$$

※最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 時間外、休日、深夜労働に対する賃金
- ③ 賞与等、臨時の賃金



で働いている場合、計算式に当てはめると、

【この場合は最低賃金額を満たしていないことになります】

長崎県最低賃金



お問合せ先

厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室

電話：095-801-0033



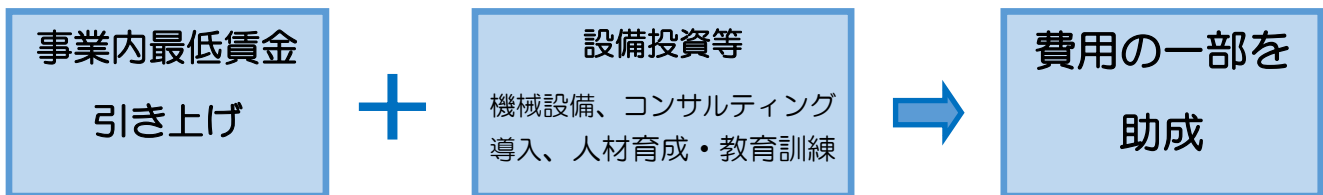
## 7. 業務改善助成金について



○通常コース（申請期限：令和5年1月31日）

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。**事業場内最低賃金が920円未満の事業場**に対しては、助成対象経費が買う題される特例が設けられています。

原材料費の高騰などで利益が減少した事業者の特例を適用するなど、拡充を行いましたのでぜひご活用ください。



### 拡充のポイント

1 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます。  
新型コロナの影響で売上が減少した事業者が特例を受けやすくなります。



2 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます。

事業場内最低賃金	助成率	生産性要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10



事業場内最低賃金	助成率	生産性要件を満たした事業者の助成率
920円以上	3/4	4/5
870円以上 920円以上	4/5	9/10
870円未満	9/10	



事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人あたりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。



### 助成額

事業場内最低賃金を「30円コース」「45円コース」などの申請コースごとに定める引き上げ額以上引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します。

申請コースごとに、引き上げる労働者数などによる助成上限額が定められていますので、ご注意ください。



## ○特例コース（申請期限：令和5年1月31日）

業務改善助成金（特例コース）は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、こちらもぜひご活用ください。

### 拡充のポイント

#### 1 申請期限と賃上げ対象期間を延長します。

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで



- ・申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- ・賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

#### 2 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます。



### 対象となる事業者

#### ◆以下の①または②のいずれかを満たす事業者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
- ②原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者（令和4年9月1日から対象）

#### ◆令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引

### 支給要件

- ◆就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、交付申請までに引き上げ後の賃金額を支払っていること
- ◆生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと



### 助成額・助成率

- ◆助成額：最大100万円 ※対象経費の合計額×助成率
- ◆助成率：4/5 ※長崎県内の事業場の助成率

業務改善助成金



### 申請先

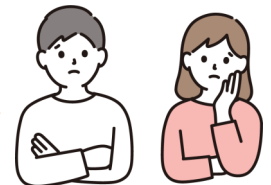
長崎労働局雇用環境・均等室  
電話：095-801-0050

#### お問合せ先

業務改善助成金コールセンター  
電話：0120-366-440  
（平日 8:30~17:15）

## 8.過労死防止について

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です



～過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します～

演題：過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって、多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時	令和4年11月30日（水） 18時30分～20時30分
会場	長崎県勤労福祉会館4階 第2・3会議室
参加費	無料
講師	[基調講演] 茅嶋 康太郎 氏（（株）ボーディ・ヘルスケアサポート代表取締役） [体験談発表] 川浪 晴美 氏（東九州過労死等を考える家族の会）
内容	基調講演「会社や仕事につぶされない働き方・休み方」

※参加には事前申し込みが必要です。

定員超過の場合は電話またはメールでご連絡いたします。

発行する参加証は当日必要ですのでご持参ください。



### お問い合わせ先

厚生労働省シンポジウム事業受託事業者  
株式会社プロセスユニーク  
電話：0570-070-072  
Mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催 厚生労働省 後援 長崎県

協力 過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

## 9. 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間について



～11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です～  
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します

～大企業と下請け等中小企業者は共存共栄！  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や  
急な仕様変更などはやめましょう！～

### 事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公営取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

- ◆親事業者も下請け事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！
- ◆発注内容は明確にしましょう！
- ◆対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！



気をつけてください・・・  
その発注がどこかの職場で「しわ寄せ」を生んでいるかもしれません。

しわ寄せ防止特設サイト

